

## 仕 様 書

### 1. 業務名

デジタルマーケティング調査事業

### 2. 実施時期

契約締結の日～平成 31 年 3 月 15 日（金）

### 3. 業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

（一社）せとうち観光推進機構（以下、「機構」とする。）では、これまでインターネット技術を活用したマーケティング・プロモーション（以下、「デジタルマーケティング」とする。）を実施し、瀬戸内の認知から旅行先としての検討～選定、旅行先の計画～行動に至る各フェーズの向上に資する施策の立案に活かし、瀬戸内地域の認知度向上並びに瀬戸内地域への誘客を図ってきた。

本事業では機構が目標とする 2020 年訪日外国人延べ宿泊者数 600 万人泊を達成するため、機構のこれまでのデジタルマーケティングから得られた成果や課題について分析・検証を行い、より効果的なデジタルマーケティングの手法の確立を目指す。

### 4. 業務の内容

動画コンテンツの配信や、W e b、S N S 等への広告掲載・記事掲載等を実施し、機構の海外向け HP である「SETOUCHI REFLECTION TRIP」（以下、「S R T」とする。）に流入させ、その結果を分析・検証することで、より効果的なデジタルマーケティングの手法の確立を目指す。

【参考】機構の海外向けHP「SETOUCHI REFLECTION TRIP」url

<http://setouchitrip.com/>

#### I 広告配信業務

機構がこれまで制作してきた瀬戸内の魅力を紹介する動画コンテンツの配信やW e b、S N S 広告等を実施し、認知度の向上とS R Tへの流入促進に繋げる。

なお、機構の掲げる目標や観光庁等が公表しているデータを参考にし、目標を達成するために最適な広告配信の手法やタイミングを提案することとし、具体的な広告配信の内容については、機構及び機構が海外市場に対するマーケティング、プロモーションに関して業務提携をしている事業者（以下、「戦略的業務提携パートナー」とする。）と協議のうえ決定すること。

#### ○具体的な基本業務

##### a) 動画視聴数向上施策

機構がターゲットとしている4市場（アメリカ・ドイツ・イギリス・フランス）に対して、Youtube を利用した「YouTube TrueView 広告」を行うこと。また、配信方法、動画視聴回数の目安とともに企画提案すること。

また、広告の実施状況を確認するため Google AdWords 等の“カスタマーID”、閲覧のための ID、パスワード等を開示すること。

#### 【参考】既存動画の保存場所

<https://www.youtube.com/channel/UC3Wap3eBSRMRIHSMF9L0vNA>

（チャンネル名：SETOUCHI REFLECTION TRIP）

##### b) S R T への流入施策

機構がターゲットとしている4市場（アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス）に対して、機構や他団体がおもつオーディエンスデータを活用するなどの効果的な手法により、サイト誘導を目的とした Web、SNS 広告を行うこと。

また、広告の手法及び S R T への流入量の目安とともに企画提案すること。

また、広告の実施状況を確認するため Google AdWords 等の“カスタマーID”、閲覧のための ID、パスワード等を開示すること。

## II 分析・検証業務

分析・検証によるマネジメント業務を行い、業務 I の各施策の実績を市場別に検証・分析するとともに、業務期間中におけるユーザーの S R T への流入・回遊、外部連携サイト（宿予約システム <https://hotel-search.setouchitrip.com/en/index.php>）等への接続状況を検証・分析の上、報告すること。

また、分析・検証に際して、機構のこれまでのデジタルマーケティングにおける事業成果等を合わせて検証した上で業務を行い、機構の目標を達成するために最適なデジタルマーケティングの手法について、検証を行うこと。

## 5. 留意事項

- (1) 企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
- (2) 本業務で製作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (3) 制作する成果物の著作権等については、本事業の実施にあたり、著作権、肖像権等法律上保護される権利（二次利用等の場合を含める）及び必要な手続き、並びにどのように対応するか等についても企画提案書に明記すること。また、譲渡対象である成果物については、著作物の他、著作権も含むものとする。
- (4) 上記の趣旨を十分理解し知的財産権及び肖像権等の手続きを遺漏なく行った上で事業を行い、受託者は成果物が第三者の著作権等を侵害しないことを保証し、第三者からの著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (5) 「デジタルマーケティング調査業務」の成果を、「デジタルマーケティング（プロモーション）」事業の受託事業者と共有することにより、両業務の質の向上に繋げること。

## 6. 報告書の提出

- (1) 提出物 事業実施報告書（A4判） 10部
- (2) 提出場所 機構
- (3) 提出期限 平成31年3月15日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

## 7. その他

- (1) 機構及び戦略的業務提携パートナーと十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用すること。
- (3) 機構のインバウンド向けロゴ及びタグライン(REFLECTION TRIP)を使用すること。